

東京歯科大学歯学部歯学科に対する評価結果

I 判定

2025年度歯学教育評価の結果、東京歯科大学歯学部歯学科（学士課程）は本協会の歯学教育に関する基準に適合していると認定する¹。

認定の期間は、2026年4月1日から2033年3月31日までとする。

II 総評

東京歯科大学歯学部歯学科は、「歯科医師たる前に人間たれ」というヒューマニズムを尊重した建学の精神を教育理念とし、「歯学に関する専門の学術を教授研究すると共に、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献すること」を目的に掲げ、社会的責任を果たす歯科医師の育成に取り組んでいる。教育方針としては、「ライフ・サイエンスに基づいた『歯科医学』と先進技術に基づいた『歯科医療』の展開」「医療の心である『ケアの精神』に基づいた歯科医療の実践のための人間性教育」「保健医療につながる他領域との組織的連携と実践のための能力養成」「地域・国およびグローバルな規模での保健医療にコミットメントする人材の育成」の4項目を掲げ、ミッションステートメントとして公表している。

これらのミッションを達成すべく、教育課程においては、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫教育による段階的・継続的なコミュニケーション教育、ITリテラシー教育、卒業論文研究、海外研修の推進等、建学の精神を踏まえた人材育成のための多様な科目を編成している。また、教育方法として、積極的に問題基盤型学修を採り入れ、学生主導のグループ討論を行うなどの工夫がみられる。

なかでも、学生の学修意欲やキャリア意識を育む取組みとして、1年次におけるフレッシュマンセミナーや3年次での合宿形式の学外セミナーを早期に行っている点は特色といえる。また、臨床基礎教育においては、口腔内スキャナーや歯科用CAD/CAM機器を用いた部分床義歯設計・作製教育、及びVR装置（80名分のVRゴーグルと自作の臨床教育ソフトウェア教材）を用いた口腔外科学教育が行われており、これらデジタルデンティストリー教育の導入と実践は、臨床教育の高度化や先進性の観点から特色といえる。

そのほか、学生支援体制として修学支援・生活支援・進路支援の各種取組みに加え、「学生こころの相談室」の設置により精神的な問題へも対応していることは、きめ細かな教育

¹ 本評価結果は、当該大学が2024年度に作成・提出した「点検・評価報告書」「基礎データ」及び「添付資料」を基本とし、2025年度（原則として実地調査時まで）の状況を適宜反映のうえ、まとめられた。したがって、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂）や共用試験（歯学）の公的化（令和6（2024）年度）に対する準備・対応状況は大学及び評価時点によって異なり、これらに関する用語についても必ずしも統一されていない。

を支える取組みとして評価できる。

さらに、教員・教員組織については、教職員の資質向上のために組織的、包括的、かつ多様なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動が行われ、これらの取組みは、教育や学生支援等の質的向上を通じた学生の学習成果の向上に直結していることから、当該歯学教育課程の特色として評価できる。また、学生による授業評価が上位の教員に対して表彰を行い、モチベーション向上を図っていることは、特色として評価できる。

一方、以下の点については、課題が見受けられる。まず、追試験に関する具体的な運用ルールや規程の整備が十分ではなく、成績開示及び成績不服申し立てに関する規程が未整備であることは課題である。次に、臨床実習病院3施設のうち1施設において患者包括同意書が未整備であることは、早急の対応が必要である。加えて、外国人教員は不在であるが、現在、外国語教育の拡充に資することを念頭に採用を検討しており、今後の改善が期待される。

このほかにも、それぞれの入学者選抜方法を反映させた学生の受け入れ方針の策定と、入学試験の可否判定過程における匿名性の担保については、今後の議論に付すことも検討に値する。

これらの点を改善するためにも、今回の歯学教育評価の結果を活用し、改善に向けて今後も継続して自己点検・評価活動に取り組み、歯学教育（学士課程）の質のより一層の保証・向上を図ること、さらには、当該歯学教育課程の特色や長所を更に伸張していくことを期待したい。

III 歯学教育に関する基準の各項目における概評及び提言

1 使命・目的

<概 評>

【項目：使命・目的】

当該大学は、「歯科医師たる前に人間たれ」という「ヒューマニズム」を尊重した教育理念を建学の精神とし、社会性、国際性を涵養し、人間的に優れた良識豊かな歯科医師を養成する歯科大学であり続けることを目指している。歯学部のみを設置する当該大学の学士課程としての目的は「歯学に関する専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた人材を養成し、もって人類の福祉に貢献すること」である。この目的は明確かつ適切であり、歯科医学に関する専門知識の教授研究に加え、社会貢献という目標を掲げている点で、社会的責任を果たす歯科医師の育成に資する内容となっている。また、具体的な教育方針としては、個性・特色の明確化に向けて、「ライフ・サイエンスに基づいた『歯科医学』と先進技術に基づいた『歯科医療』の展開」「医療の心である『ケアの精神』に基づいた歯科医療の実践のため

東京歯科大学歯学部歯学科

の人間性教育」「保健医療につながる他領域との組織的連携と実践のための能力養成」「地域・国及びグローバルな規模での保健医療にコミットメントする人材の育成」の4項目をミッションステートメントとして公表している。総合的に、当該歯学教育課程の目的は明確性・適切性に加え、社会連携、個性化・多様性への対応、国際性への配慮等、現代の歯学部教育において求められる内容や視点を内包しているものと認められる（評価の視点1-1、点検・評価報告書2～3頁、東京歯科大学ウェブサイト）。

当該歯学教育課程では、教育の目的を『東京歯科大学大学要覧』やパンフレット、大学ウェブサイト等の多様な媒体を通じて広く周知している。特に大学案内や大学ポर्टレートでは、大学の特色や理念をわかりやすく社会に発信し、教育理念である「歯科医師たる前に人間たれ」を明示している。さらに、学長が目的等について講義を行う「歯科医学のための一般教養」を開講するほか、校歌の歌詞に教育理念が繰り返し盛り込まれており、教職員・学生間で理念共有を図る文化的基盤を有している（評価の視点1-2、点検・評価報告書3～4頁、資料01-02-02「歯科医学のための一般教養講義資料」、東京歯科大学ウェブサイト）。

【項目：目的の検証】

当該歯学教育課程では、「自己点検・評価委員会」による目的の検証体制を整備し、改善に向けた具体的な取組みを実施している。加えて、「学校法人東京歯科大学中期計画」に基づき、教学組織と法人の長期的展望を共有しつつ、一体的に計画を推進している。中期計画においては、「全体」「教育」「研究」「医療・社会貢献」「国際化」の5項目を重点目標とし、72項目の行動計画を設けている。この行動計画について、年度ごとに事業計画や「各領域の戦略」との最適化を図り、教育の目的の適切性の検証を行うとともに、各種の改善に反映させる取組みを行っている点は、適切な内部質保証として評価できる。具体的な見直し例として、「歯学生共用試験の公的化を踏まえたモデル・コア・カリキュラムを基盤とした特色あるカリキュラムの展開」や、「外国語教育や海外研修の機会の充実」「多様な教員の登用の推進」を課題として計画に追加したことが挙げられる（評価の視点1-3、点検・評価報告書4～5頁、資料01-03-01「東京歯科大学自己点検・評価委員会規程」、資料01-03-02「学校法人東京歯科大学中期計画案（2025.4.1-2032.3.31）（令和6年度第3回常務理事会資料2024.9.17開催）」、実地調査時面談）。

2 教育の内容・方法・成果

<概 評>

【項目：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針】

当該歯学教育課程では、目的に基づいて、修得すべき知識・技能・態度等を明示した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定しており、これを根幹にコンピテンシーを明記している点は妥当である。すなわち、学位授与方針においては「①医療人としての高い倫理観や人間性・協調性を身につけること」「②統合的な知識と技能の修得」「③自主学修態度と問題解決能力の獲得」という3つの学習成果を明示し、更に具体的な「コンピテンシー」として「アイデンティティ」「プロフェッショナルリズム」「社会的貢献」「コミュニケーション」「チーム医療」「自己研鑽」「医学知識と問題対応能力」「専門的実践能力」等、多面的な能力を明文化している。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）において、建学の精神を基盤に据え、知識・技能の修得に加え、高い倫理観や人間性・協調性の育成の重視と、問題基盤型学修やグループ討論等を通じて主体性・協調性を育む教育課程の構築について明記していることは、学位授与方針と整合している。具体的な内容としては、ダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫教育による段階的・継続的なコミュニケーション教育や、ITリテラシー教育、卒業論文研究、海外研修の推進等、建学の精神を踏まえた多面的な人材育成のための教育課程の編成について定めている。教育方法については、アクティブラーニングや問題基盤型学修、診療参加型臨床実習の実施について明示し、教育課程の実施方針を明確にしている。さらに評価についても明示しており、知識、技能、態度それぞれについて総括的な評価を行う方針を掲げて、教育課程の効果的な運用を図っている（評価の視点2-1、点検・評価報告書6～8頁、東京歯科大学ウェブサイト、追加2-3「第1学年情報科学授業スライド」）。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ウェブサイトと学内の掲示板等で公表し、教職員及び学生に周知を図っている（評価の視点2-2、点検・評価報告書8頁、資料02-02-01「東京歯科大学の教育活動に関する点検・評価の依頼について」、東京歯科大学ウェブサイト）。

【項目：教育課程の編成・実施】

当該歯学教育課程では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を中心に、建学の精神、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、6年間の教育課程を体系的に編成している。建学の精神を基盤とするダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫教育によって、各年次においてレベルに応じた段階的・継続的なコミュニケーション教育を推進することで、歯科医師としての知識・技能に加え、医療人としての高い倫理観や人間性・協調性の醸成を目指した教育課程の編成を行っている点は特色として評価できる。教育課程においては講義・演習・実習・実技を組み合わせ

せ、内容の順次性を重視し、フレキシブルな時間割の設定を行うなど、科目配置や授業形態において柔軟性と体系性を確保している。また、履修系統図（カリキュラムマップ）を作成し、学年ごとに科目を体系的に分類するとともに、2022年度から授業科目のナンバリングを実施し、学修の順序性を可視化している点は、教育課程の見える化として有効である。さらに、基礎教育から臨床実習へと段階的に専門性を深める構成は、学生が修得すべき知識・技能の関連性を担保している。

教養教育では、一般教養科目や外国語、保健体育、基礎教育科目を通じ、幅広い教養の涵養と総合的な判断力を育成する方針を示している。1年次における Early Exposure による現場体験や、3年次以降のコミュニケーション技法実習・ロールプレイは、社会性や人間性の向上に寄与しており、社会の変化に対応できる人材育成に向けた取組みとして評価できる。学生の学修意欲やキャリア意識を育む取組みとして、1年次におけるフレッシュマンセミナーや3年次での合宿形式の学外セミナー等を早期に行っている点も特色として評価できる。

さらに、当該歯学教育課程独自の取組みとして、診療参加型カリキュラムの一環であるコミュニケーション教育の早期導入や、「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」など社会的ニーズに即した科目の新設により、現代社会に対応可能な歯科医師の育成が図られている。他大学や海外の教育機関との連携による授業展開も、学生に多様な視点と経験を提供している。

アドバンスドカリキュラムとして計画された「地域包括支援センター実習」については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が延期されていたが、2024年度より開始されており、実習の継続的な実施と教育効果の検証が今後望まれる。

研究者育成・グローバル人材育成の観点から「英語Ⅲ（歯科医学英語講読）」や「Elective Study プログラム」を通じて国際的な視野の拡充を図っている。加えて、成績の上位50%の学生には Elective Study とは別に、2023年度より海外研修の機会を与えているが、更なる拡大が期待される。また、希望した学生が希望する講座で卒業論文を執筆することは、研究者育成のよい導入となると思われる（評価の視点2-3、点検・評価報告書9～11頁、資料02-03-02「2024年度フレッシュマンセミナー実施要領」、資料02-03-03「2024年度第3学年学外セミナー実施要領」、資料02-03-04「2024年度第2学年英語Ⅲシラバス（西村一郎客員教授特別講義）」、資料02-03-06「卒業論文学生数一覧」、追加2-5「歯科理工学総合実習概要（説明スライド抜粋）」、追加2-6「2024年度卒業論文タイトル一覧」、東京歯科大学ウェブサイト、実地調査面談）。

教育課程の実施に際し、学生の主体的な参加を促す多彩な授業形態及び教育方法が導入されている。具体的には、アクティブラーニングの一環として、クリッカーを活用した双方向性授業やグループ学修を実施しており、学生の主体的な学びを支援している。2～5年次においては、PBL（Problem-Based Learning）を採り入れ、

東京歯科大学歯学部歯学科

臨床推論能力を涵養する取組みが進められている。「コミュニケーション学」の授業では、当該大学の Patient Community のメンバーが実習に参加し、リアルな患者の声を学生に届けるという、実践的かつユニークな試みを行っている。また、若手教員やティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）がチューターとして関わり、学生への積極的なフィードバックが行われていることも、学生の学びの質を高めている。4年次における「地域包括ケアと高齢者の歯科診療」の授業では、大妻女子大学家政学部食物学科2年次の学生と合同授業を実施し、他職種連携を体験する機会を提供しており、多職種協働の重要性を理解するうえで有効な取組みとなっている。新たなデジタルデンティストリーの教育を見据え、臨床基礎実習室に口腔内スキャナーや歯科用CAD/CAM機器を整備し、新たな臨床基礎実習を展開している。さらに、80名分のVRゴーグルと自作の臨床教育ソフトウェア教材を用いた口腔外科学教育を行っており、これらデジタルデンティストリー教育の導入と実践は、臨床教育の高度化や先進性の観点から特色といえる（評価の視点2-4、点検・評価報告書11～12頁、資料02-04-01「多職種連携を考慮した歯科と栄養学科の合同実習の取り組み」、資料02-04-02「2024年度CAD/CAMを使用したクラウンブリッジ補綴学実習」、追加2-8「Journal of Dental Education - 2025 - Koyachi - Oral and Maxillofacial Surgery Education for Undergraduate Students Using」、追加2-24「Virtual reality enhances anatomical education for dental students」、東京歯科大学ウェブサイト、実地調査時面談、実地調査時施設見学）。

当該歯学教育課程では、シラバスに目的及び到達目標を明示し、それに基づいた授業を実施している。さらに、教科書以外の講義資料がシラバスからダウンロード可能であることや、シラバス上でオンラインフォームを用いてポストテストを実施する工夫により、学生の自主的な学習を支援している。シラバス説明会を毎年度開催していることや、システム上で入力がない項目があると保存ができない仕組みを活用し、記載内容に不備が生じないようにしている点は、シラバスの信頼性と完成度の確保に資する取組みであるといえる（評価の視点2-5、点検・評価報告書12頁、追加2-9「2023年度授業評価アンケート総合評価」、東京歯科大学ウェブサイト）。

水道橋キャンパス・市川キャンパス・千葉キャンパスからなる教育施設・設備は、全体として充実した基盤を有しているといえる。講義室・実習室・病院機能を整備・拡張するとともに、講義室・セミナールームには可動式の机、椅子、ホワイトボードを配し、床下には学生数分の電源、室内には無線LANを設けるなど、グループ学修を支援する柔軟な空間設計をしている。

実習環境については、臨床基礎実習室（水道橋キャンパス）においてマネキン・タービン・バキューム等を備え、双方向の実習が可能である。歯科用CAD/CAM実習機器の導入も進めており、歯科外来棟（市川キャンパス）においては、日帰り全身麻酔での小手術や障害者歯科治療への対応が可能であるなど、臨床現場に即した教

東京歯科大学歯学部歯学科

育の場としての機能が整っている。また、スキルラボにおけるシミュレーター教育は、臨床技能の習得と多職種連携教育の推進に寄与している点で有用である。

図書館については、各キャンパスに配置しており、電子ジャーナル等の学術情報の整備状況（蔵書数 10 万冊以上、電子ジャーナル 3960 種）からも、学修ニーズに応える環境を整備しているといえる。図書館内には自習スペースが確保されており、学生の自主的学修を支援する基盤として有効に機能している。

学生支援体制については、「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3つの柱を中心とし、「障がい学生支援」についても、支援の方針・ガイドラインを整備している。また、学年主任制の導入により、入学から卒業後の進路まで一貫して支援を提供する体制を整備しており、学年主任・副主任が主体となって学生の習熟度を把握のうえ、面談を行い、学習方法等を指導することで、個別の状況に対する柔軟性のある支援を実施している。加えて、「学生こころの相談室」の設置により精神的な問題へ対応していることは、学生の全人的成長の支援において重要である。

成績不振者への指導体制については、補習や基礎学力確認テストに基づく個別対応、小テスト・補講等のきめ細かな取組みを行っている。

経済的支援については、奨学金制度や授業料等減免制度に加え、成績優秀者を対象とした特待支援制度や、経済的困難者を対象とした修学支援制度を整備し、学生が学修に専念できる環境を提供している点は望ましい。また、進路支援面では、卒業後の多様なキャリア選択に向けた情報提供や、附属研修施設での説明会を含む一連の支援を行っている（評価の視点 2-6、点検・評価報告書 12～16 頁、資料 02-06-01「水道橋校舎本館西棟竣工・12 階リニューアル工事竣工（大学広報第 278、303 号）」、資料 02-06-05「学生こころの相談室」運用開始案内、資料 02-06-06「修学支援制度」詳細、資料 02-06-07「2024 年度時間割（1-2 年）」、資料 02-06-08「研修歯科医募集説明会」、回答 2-1「学生こころの相談室 実績および主な相談内容（2022 年度～2024 年度）」、東京歯科大学ウェブサイト、実地調査時面談）。

【項目：臨床実習体制】

当該歯学教育課程では、「臨床教育委員会」を中心とする診療参加型臨床実習の管理運営体制を多数のメンバーにより構成しており、毎月開催される委員会では、カリキュラムの立案、学生の成績分析、臨床実習履修状況の確認、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX（臨床実地試験（C P X）・一斉技能試験（C S X））の運営等を行い、学生の修学状況を随時確認しながら臨床実習を進めるとともに、臨床実習内容の改善につなげている（評価の視点 2-7、点検・評価報告書 16 頁、資料 02-07-01「第 568 回臨床教育委員会議題」、追加 2-13「臨床教育委員会委員名簿（2025.6.1 現在）」）。

診療参加型臨床実習の指導歯科医については、条件を明示しており、指導教員の配

置数に関しても、水道橋病院に 99 名、市川総合病院に 119 名、千葉歯科医療センターに 33 名とそれぞれの施設の特徴に合わせた十分な配置と認められ、学生が豊富な症例を学ぶことができる環境を整えている（評価の視点 2-8、点検・評価報告書 16～17 頁、資料 02-08-01「臨床実習における指導歯科医の要件」、追加 2-15「臨床実習指導歯科医・資格一覧」、実地調査時面談）。

診療参加型臨床実習の実施にあたり、患者への周知（院内掲示、ウェブサイト、口頭）については適切に行われている。一方、患者からの同意の取得については、臨床実習病院 3 施設のうち 1 施設において患者包括同意書が未整備であることから、改善が望まれる（評価の視点 2-9、点検・評価報告書 17 頁、資料 02-09-01「水道橋病院における臨床実習に関する掲示」、資料 02-09-02「臨床実習包括的同意書」、実地調査時面談）。

臨床実習は、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターの 3 つの附属医療機関を拠点に実施しており、水道橋病院では最先端の歯科医療と研究を基盤とし、市川総合病院では全身的疾患を考慮した診療と障害者医療、千葉歯科医療センターでは地域に根ざした診療が重視されており、実習の幅広さを支えている。

設備面では、3 病院に歯科用ユニット計 173 台を設けるとともに、水道橋病院では学生専用の技工室に 14 台の技工機を備え、臨床基礎実習室には歯科用 CAD/CAM システムを整備するなど、デジタル技工教育に対応しており評価できる。さらに、市川総合病院や千葉歯科医療センターにスキルスラボを設置し、診療参加型臨床実習と連動して実践力を養う環境を整備しており、市川総合病院における摂食嚥下リハビリテーションや全身管理の基本的知識と技能の修得環境、千葉歯科医療センターにおける診療チェアや歯科用顕微鏡、臨床に即した機器等、臨床を想定した実践的教育環境を整備・確保している（評価の視点 2-10、点検・評価報告書 17 頁、資料 02-10-01「スキルスラボ（市川総合病院、千葉歯科医療センター）」、質問事項に対する回答、実地調査時施設見学）。

【項目：臨床能力向上のための教育】

当該歯学教育課程では、5 年次の 4 月から臨床実習を開始しており、これに合わせ、共用試験（歯学系 CBT 及び客観的臨床能力検査（OSCE））を 4 年次に実施し、これらへの合格を 5 年次への進級条件としている。また、出席時数や定期試験、総合学力試験の基準を明確に設定し、一定の到達目標を達成しなければ進級できない仕組みとしており、これらの取組みによって学生の基礎的な知識・態度を担保している（評価の視点 2-11、点検・評価報告書 17～19 頁、東京歯科大学ウェブサイト）。

患者の安全への配慮のため、実習開始前に安全管理と緊急対応の講義を実施しているほか、実際の診療参加については指導者の厳格な管理下で行っている。さらに、自験が困難な場合にはシンプルマネキンやシミュレーターを用いた補完教育を採り

入れており、リスク管理に配慮した教育設計となっている。

臨床実習用シラバスにあたる「臨床実習必携」において、各診療科に明確な目標、評価方法、評価基準を示すことで、教育内容の透明性と標準化を担保している。実習形態については、20名程度の大班を更に5名程度の小班に分割し、多診療科をローテーションする形態を採用している。これにより、複数の専門領域を実践的に体験できるローテイト型の特徴が生かされており、幅広い臨床知識と技能の習得を促進している。また、5年次の3月から6年次4月にかけての「プログレス期間」では、学生の希望に応じた固定実習型も設定しており、より高度な臨床能力の養成に対応している。このハイブリッド型実習の導入によって、基礎から応用まで段階的な学修を可能にし、教育効果の最大化を図っている（評価の視点 2-12、点検・評価報告書 19 頁、資料 02-12-01 「2024 年度市川総合病院医科実習日程表（E 班）」、資料 02-12-02 「2024 年度臨床実習 0 期講義」、資料 02-12-03 「2024 年度（130 期生）プログレス期間実施概要（保存科・歯科麻酔科）」、実地調査時面談）。

診療参加型臨床実習では概ね十分な実習時間を確保している。5年次の臨床実習は2024年度で236日間（1532時間）であり、さらに、上述のプログレス期間には、原則、学生が希望する科に所属し、アドバンスな診療参加型臨床実習を行っている。

学生1人あたりの担当症例数に関しては、自験92件、介助663件、見学295件と実践機会の量的確保に配慮し、自験が困難な症例に関してはシミュレーション教育やスキルスラボを活用し、補完している。また、実習終了後の不足内容に対して「補充期間」を設け、口頭試問やレポート提出を通じた追加補完を行う体制も整備している。学生の自己評価を実施しているほか、指導体制の評価結果を診療科部長・医局長へフィードバックし指導法の改善に役立てている点も、実習の質の維持・向上に資する取組みである。一方、診療科によって見学・介助の割合が異なることから、診療参加型臨床実習として全診療科における自験機会の拡充が期待される（評価の視点 2-13、点検・評価報告書 20 頁、基礎データ表 1、資料 02-12-03 「2024 年度（130 期生）プログレス期間実施概要（保存科・歯科麻酔科）」、資料 02-13-01 「自己評価表、指導体制評価表（抜粋）」、実地調査時面談）。

卒業時の成績評価方法及び基準を明確に規定し、以下のような診療参加型臨床実習において習得した能力を評価する仕組みを有している。すなわち、5年次において配属全科の平均点を、最高値を10とするGPAで算出し、一定の基準（GPA 6.7 点以上）を合格の条件としつつ、成績の低い科が一定数以上ある場合に留年とする措置を設けており、総合的かつ具体的な成績評価を行っている。さらに、臨床実習終了時には各科で形成的評価と総括的評価を行い、評価基準に満たない場合は補完実習を実施することで、妥当性の確保に努めている。また、6年次におけるプログレス期間の臨床実習では、学生が希望した診療科での成績がGPAとして評価され、より専門的かつ個別的な臨床能力の育成に配慮している。加えて、2021年度より共用試験

である Post-CC PX (C P X・C S X) の合格を進級条件に含め、客観的評価を強化しており、Post-CC システムを用いた成績管理と進行状況の把握と遅延学生への個別フォローを実施していることも妥当である (評価の視点 2-14、点検・評価報告書 20 頁、実地調査時面談)。

診療参加型臨床実習に際する医療安全教育は、体系的に実施していると認められる。4 年次の「歯科医療管理学」において医療安全管理の講義があり、医療安全マニュアルや感染予防マニュアルを教材として活用して、基礎的な知識を習得させている。さらに、5 年次ではヒヤリハット事例の分析やグループ討論を通じて、実践的な医療安全の理解と態度の醸成を図っている。加えて、臨床実習直前に安全管理や緊急対応を再確認する講義を設けている。

感染対策に関しては、2・4 年次での B 型肝炎抗体検査とワクチン接種の義務化や、全学年に対するインフルエンザワクチン接種を実施している。ワクチン接種費用を保護者組織の負担とし、学生教育研究災害傷害保険にも全学生が加入していることから、学生の安全管理体制が整備されていると判断できる (評価の視点 2-15、点検・評価報告書 20～21 頁、資料 02-15-01「第 5 学年課題講義 (医療管理) シラバス」、資料 02-15-02「学生の保険加入状況」、追加 2-18「臨床実習必携」)。

【項目：成績評価・卒業認定】

成績評価について、シラバスや「臨床実習必携」「総合講義要旨」において各科目の評価方法や評価基準を明確に記載し、講義の総括評価に際しては中間テストの割合を 30%、定期試験の割合を 70%といったように具体的な評価割合を明示することで、透明性を確保している。実習においても同様である。一方、定期試験を病気等によるやむを得ない事情により欠席した者に対する追試験の点数を科目ごとに 10% 減じているが、この運用に関する具体的なルールについては、規程等を整備して学生に周知を図る必要がある (評価の視点 2-16、点検・評価報告書 22 頁、東京歯科大学ウェブサイト、質問事項に対する回答、実地調査時面談)。

成績評価は、学内試験、共用試験 (C B T・O S C E)、Post-CC PX で行われ、公平性と客観性が担保されており、成績評価方法及び基準の妥当性が高いと判断できる。成績の告知についても、前期末及び後期末に出席率や学年順位を明示し、本人及び保護者に通知することで、透明性の確保に努めている。成績や出席状況については、「歯科医学教育開発センター」が定期的に検証を行い、基礎理解度テストやプレースメントテストの分析結果を教育方法の改善に反映させる体制を構築している (評価の視点 2-17、点検・評価報告書 22 頁)。

進級判定基準の設定と明示に関しては、「学修成果の評価の方針 (アセスメント・ポリシー)」に則り、「学則」「試験規程」「教授会申し合わせ事項」で明確に定めている。基準においては、G P A 方式の採用や、科目ごとの合格点設定、出席率による受

東京歯科大学歯学部歯学科

験資格制限等により、具体的かつ客観的な指標を整備している。講義・実習科目別に細かく基準を設定しており、臨床実習前の共用試験（CBT・OSCE）の合格基準を明示している点で、教育の質保証に資すると判断される。周知方法も適切であり、学生に対しては、年度初めの教授会で確認のうえ、ウェブサイトやオリエンテーション、掲示を通じて周知しているほか、保護者には入学式・父兄会総会・修学指導方針説明会等で説明と資料配付を行うなど、関係者への情報提供が多角的に行われている。進級判定のプロセスも組織的であり、試験成績は教務部で集計・資料化のうえ、学長、副学長、教務部長等をメンバーとする「成績委員会」で確認・審議する仕組みとしている。さらに、「成績委員会」の審議結果を教授会に諮り、教授会の総意のもと学長が進級を決定するという、複数段階のチェック体制が確立しており、透明性・公平性の確保に寄与している。留年者・退学者の状況についてみると、留年率は2019年度以降6～8%程度、退学率は2%前後で安定しており、進級基準の厳格な運用が概ねなされているといえる（評価の視点2-18、点検・評価報告書22～23頁、基礎データ表4、資料02-18-01「教授会申し合わせ事項」、資料02-18-02「成績委員会細則」、東京歯科大学ウェブサイト、質問事項に対する回答、実地調査時面談）。

学生からの成績評価に関する問合せ体制については、教学担当副学長による個別対応の体制を整えているものの、不服申し立て制度に関する規程の整備、制度・手続の詳細な説明・周知を図り、運用の透明性を確保する必要がある（評価の視点2-19、点検・評価報告書23頁、質問事項に対する回答）。

卒業認定について、学位授与方針に基づき、公正かつ厳格に行う体制を概ね適切に整備している。卒業判定基準は上述の「学則」及び「試験規程」並びに「教授会申し合わせ事項」に明示しており、具体的には「総合学力試験及び臨床実習のそれぞれに合格しなければならない」と規定している。卒業認定の手続・方法については、総合学力試験の問題作成及び採点、集計を教務部が担当し、「問題選定委員会」及び教務部による最終確認を経て試験を実施し、「成績委員会」において学長、副学長、教務部長等が審議を行い、教授会における総意を踏まえて最終的に学長が卒業を決定していることから、厳格さと公平性が担保されていると判断できる（評価の視点2-20、点検・評価報告書23～24頁、基礎データ表2、資料02-18-01「教授会申し合わせ事項」、資料02-18-02「成績委員会細則」、追加2-22「2024年度成績委員会資料」、東京歯科大学ウェブサイト、実地調査時面談）。

【項目：教育成果の検証】

学生の学習成果については、教務部及び「歯科医学教育開発センター」が中心となり、出席状況や成績、授業評価アンケートを集計・分析し、その結果を踏まえ定期的に改善策を講じている。この取組みにより、「全国トップレベルの合格率を維持することができている」との認識を示している。

東京歯科大学歯学部歯学科

卒業生の進路及び活動状況に関しては、歯科医師臨床研修マッチング率が例年90%以上であり、全国平均を上回っている。国家試験不合格者に対しても、卒業後の継続的な学修指導や特別聴講生としての学修支援を行っており、学習成果の達成に向けた丁寧なフォローアップを行っている（評価の視点2-21、点検・評価報告書24～25頁、資料02-21-01「東京歯科大学大学院奨学生規程」、回答2-23「臨床研修マッチング結果（2024年度～2022年度）」、東京歯科大学ウェブサイト）。

学習成果の継続的な検証や在学生等からの意見をもとに、教務部及び「歯科医学教育開発センター」が中心となって、新しい教育技法や教育資源の導入による教育方略の改善、及びFD活動の継続的な実施による教員の意識改革と教育能力の向上等、教育の質の保証と改善を推進している。さらに、組織内の合意形成と改善への意思決定に関しては、「歯科医学教育開発センター」での分析・提案を踏まえ、「教務部協議会」「総合講義検討委員会」「教養科目協議会」あるいは「ワーキンググループ」で検討を指示し、最終的に学長の決定を受け実行に移しており、プロセスを明確化している（評価の視点2-22、点検・評価報告書25頁、資料02-22-01「教務部協議会（議題）2024.9.30」、資料02-22-02「第169回総合講義検討委員会2024.9.13（抜粋）」）。

<提 言>

○特 色

- 1) 建学の精神である「歯科医師たる前に人間たれ」を基盤としたダイアゴナル・カリキュラムに基づく6年一貫教育によって、各年次においてレベルに応じた段階的・継続的なコミュニケーション教育を推進することで、歯科医師としての知識・技能に加え、医療人としての高い倫理観や人間性・協調性の醸成を目指した教育課程の編成を行っている点は特色として評価できる（評価の視点2-3）。
- 2) 学生の学修意欲やキャリア意識を育む取組みとして、1年次におけるフレッシュマンセミナーや3年次での合宿形式の学外セミナー等を早期に行っている点は特色として評価できる（評価の視点2-3）。
- 3) 口腔内スキャナーや歯科用CAD/CAM機器を用いた部分床義歯設計・作製教育、及びVR装置（80名分のVRゴーグルと自作の臨床教育ソフトウェア教材）を用いた口腔外科学教育が行われており、これらデジタル機器を用いた教育の導入と実践は、臨床教育の高度化や先進性の観点から特色として評価できる（評価の視点2-4）。

○検討課題

- 1) 臨床実習病院3施設のうち1施設において患者包括同意書が未整備であることから、改善が望まれる（評価の視点2-9）。

東京歯科大学歯学部歯学科

- 2) 診療科によって見学・介助の割合が異なることから、診療参加型臨床実習として全診療科における自験機会の拡充が望まれる（評価の視点 2-13）。
- 3) 定期試験を病気等によるやむを得ない事情により欠席した者に対する追試験の点数を科目ごとに 10%減じているが、その運用に関する具体的なルールについては、規程等を整備して学生に周知を図ることが必要である（評価の視点 2-16）。
- 4) 成績の不服申し立てに関する規程が未整備であることから、検討が望まれる（評価の視点 2-19）。

3 学生の受け入れ

<概 評>

【項目：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施】

当該歯学教育課程では、建学の精神を基盤として学生の受け入れ方針5項目を具体的に定め、医療人としての倫理観・高い人間性や口腔の健康管理を通じた国民医療への貢献意欲など、求める学生像が多角的に示されており、これらの内容は学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に沿ったものとなっている。

入学者選抜における評価方法は、学生の受け入れ方針において提出書類・学力試験・小テスト・小論文・面接を用いて「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度」を総合的に評価すると定め、総合的な人物評価を重視している。一方、学生の特性に応じた複数の入学者選抜方法を用いていることから、それぞれの選抜法を反映させた学生の受け入れ方針の策定が望まれる（評価の視点 3-1、点検・評価報告書 27 頁、東京歯科大学ウェブサイト）。

入学者募集・選抜の方法及び手続は、「大学入学者選抜実施要項」（文部科学省高等教育局長通知）に準拠しており、学長を委員長とする「入試検討委員会」での検討と教授会での審議・承認を経て決定している。学生募集方法については、「一般選抜」や「共通テスト利用選抜」に加え、「学校推薦型選抜」や「帰国子女・留学生選抜」「学士等特別選抜」等、多様な選抜方法を用意しており、個性化・多様化する受験生の状況を踏まえて幅広い人材を受け入れようとする姿勢が見てとれる。さらに、障がいのある受験希望者への合理的配慮を「障がいのある学生支援に関する基本方針」等に基づいて適切に実施することで、多様な人材に修学機会を提供している。入学者選抜方法においては、学力試験・小論文・面接等の多面的な評価を通じて、理解力・論理的思考力・人間性等を測っており、調査書等の出願書類の内容を含め学生の受け入れ方針に沿った評価を行っている点は適切である。入学者に対しては、合格後の入学前準備教育や学力確認テストを通じて、学力の確認とモチベーション維持を図っている。加えて、入学直後の学力試験や習熟度別のクラス編成、特別補習を実施して、入学時点での学力の平準化・補完を図っており、選抜の結果の検証という観点からも妥当である（評価の視点 3-2、点検・評価報告書 28 頁、資料 03-02-01「入学者選抜にかかるガバナンス体制」、資料 03-02-02「入学試験における受験上の配慮について」、資料 03-02-03「入学前説明会資料（抜粋）」、資料 03-02-04「第 383 回教養科目協議会記録」、東京歯科大学ウェブサイト、質問事項に対する回答、実地調査時面談）。

学生の受け入れ方針は、入学試験要項や大学案内、大学ウェブサイトにおいて広く公表している。年間 5 回開催されるオープンキャンパス・入試ガイダンスにおいては、学生の受け入れ方針の説明のみならず、入学試験問題の解説や小論文・面接に関する説明を行うことにより、受験生が試験科目ごとにどのような準備を行うべきかの理解促進を図っている。また、入学試験要項には受験資格、合否判定方法を明示してい

東京歯科大学歯学部歯学科

る（評価の視点 3-3、点検・評価報告書 28 頁、資料 03-03-01「入試ガイダンス・オープンキャンパス実施状況」、追加 3-2「2025 入試ガイダンス概要説明スライド」、東京歯科大学ウェブサイト）。

当該歯学教育課程では、2021 年度入学者選抜より「入学者選抜実施規程」を制定し、入学者選抜に係るガバナンス体制を再構築している。「入試実施委員会」からの報告を受けて業務をチェックする「入試管理委員会」を新たに設置し、この「入試管理委員会」が法人事務局を事務主管として第三者的な視点をもって点検・評価を行うことで公正性の確保を企図している。また、「入試実施委員会」を中心に入試問題の印刷や再点検・確認等のチェック体制を強化している。採点・合否判定等については、「面接委員会」や「小論文試験委員会」が採点を行い、「入試委員会」を経て、「入試選考委員会」が評価・判定を行っている。その後、教授会に結果を報告し、学長が最終的な判断を行っている。一方、入学者選抜の公平性を担保するため、合否判定過程における匿名性を保持する一層の工夫がなされることが望まれる（評価の視点 3-4、点検・評価報告書 28～29 頁、資料 03-02-01「入学者選抜にかかるガバナンス体制」、資料 03-04-01「東京歯科大学入学者選抜規程」、追加 3-4「2024 年度入試管理委員会報告（大学）」、実地調査時面談）。

【項目：定員管理】

入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数の管理は適正に行われている。入学定員については、2007 年度に 160 名から 140 名へ見直しを行い、更に 2017 年度には各学年における在学許容年数の上限を設けるなど、定員超過の抑制に向けての工夫が認められる。2024 年度の在籍学生数は 841 名であり、募集人員を基礎とした収容定員比率 1.10 以内という目標（在籍学生数 844 名以下）を達成している（評価の視点 3-5、点検・評価報告書 29～30 頁、基礎データ表 3、表 4）。

4 教員・教員組織

<概 評>

【項目：教員組織の編制】

当該歯学教育課程では、目的を踏まえ、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を「大学の方針」として体系的に示している。特に、「自主性と創造性に優れ、『学生中心の教育』、『科学と社会に貢献できる研究』及び『患者中心の歯科医療』を推進するための教育・研究・臨床能力を十分に有し、地域及び国際社会への貢献の意欲が高い人材を求める」という求める教員像は、教員組織の編制方針の策定において基盤となる理念を明示したものと見える。教員組織の編制方針は①から⑦までの多面的な観点が見られ、3つの方針との連動性、多様な人材（女性教員や若手教員等）の登用への配慮、修学・生活・進路支援に向けた教員配置の充実、継続的な教員組織の改善への姿勢等、総合的かつ実践的な設計思想が窺える内容となっている（評価の視点 4-1、点検・評価報告書 31～32 頁、東京歯科大学ウェブサイト）。

当該歯学教育課程の教員組織の編制は、教員組織の編制方針に則り、「教育職員選任規定」に各職位に求める基本的な能力・資質を設定のうえ、教育研究活動の実施に必要な教員を講座別に適切に配置していることが認められる。

教員構成については、教授、准教授、講師、助教の比率が「教育職員選任規定」に則り適正に保たれており、特に統合型科目においては、関連科目の担当教員間の協力体制が整備され、横断的な教育を実現している。

診療参加型臨床実習においては、指導教員は「臨床の経験年数が5年間以上（卒業後6年目以上）の教員及びレジデント」を基本要件とし、侵襲性の高い臨床実習にふさわしい臨床経験豊富な教員が配置されている。臨床実習指導教員数は257名（2024年5月1日時点）と十分であり、教育体制は概ね充実している。また、水道橋病院、市川総合病院、千葉歯科医療センターといった各施設において、臨床教育に必要な専門性と多様性を備えた教員が確保されていることも適切である（評価の視点 4-2、点検・評価報告書 32 頁、資料 02-08-01「臨床実習における指導歯科医の要件」、資料 04-01-01「教育職員選任規程」、東京歯科大学ウェブサイト）。

専任教員1人あたりの学生数は全体で2.8人、水道橋病院・市川総合病院・千葉歯科医療センターの医科教員を除いた場合でも4.4人であり、教育研究活動を支えるに十分である。教員の構成も教授70名（うち嘱託13名）、准教授46名（嘱託8名）、講師71名（嘱託2名）、助教115名であり、人員体制は教育の質を支える基盤として十分といえる。加えて、平均年齢の分布も教授57.9歳、准教授50.2歳、講師44.5歳、助教35.9歳とバランスがとれており、世代交代や若手育成の観点からも適切である（評価の視点 4-3、点検・評価報告書 32～33 頁、基礎データ表 5～表 7、東京歯科大学ウェブサイト）。

教員組織の持続可能性と多様性にも一定の配慮が見られる。女性教員の割合は

2015年度の18.5%から2024年度には23.8%へと着実に増加するとともに、女性教員の昇任事例もあることから、女性のキャリアパス形成に向けた努力をしていることが窺える。

外国人教員の専任在籍者はいないものの、多くの教員が海外留学経験を有し、グローバルな視野を持つ人材育成を目指している。また、教員公募において日本語と英語の併記を行うなど、外国人教員の採用機会の拡大に向けた施策を講じている。ただし、現時点では外国人の専任教員がいないため、改善が望まれる（評価の視点4-4、点検・評価報告書33頁、基礎データ表8、資料04-04-01「2025年度長期海外出張に係るヒアリング実施及び結果について」、回答4-1「教育職員の再任・昇任時における審査に関する規程」、回答4-2「教育職員の評価に関する規程」、東京歯科大学ウェブサイト）。

歯学分野に関する研究は、大学の方針に記されている「教育研究成果を社会に還元する」との理念に基づき、学外機関や企業との連携を推進し、医療・歯科医療の課題解決に取り組んでいる。研究資金は、講座研究費の定期的な配分に加え、教員の外部研究費の獲得も促進しており、2022年度、2023年度において約1億6000万円以上の競争的研究資金を継続して獲得している。当該歯学教育課程では、特に科学研究費助成事業を最も重要な柱と考えている。助成金の獲得に向けては、学内体制の整備と研究計画書の質の向上を重要視しており、複数の教員による添削により、研究計画調書の記載内容や水準の向上を図っている。

また、「私立大学研究ブランディング事業」に基づく「口腔科学研究センター」を核とした横断的研究体制により、基礎から臨床まで多角的なアプローチのもと、「顎骨疾患プロジェクト」をはじめとする大規模研究を継続的に遂行することによって、組織の研究力と将来の研究者育成に資する環境を整備している点は特色として評価できる。同プロジェクトでは学内外の評価委員会を設置し、外部評価を採り入れた運営を行っている点も透明性と質の向上に寄与している。さらに、姉妹校をはじめ世界各国の大学と連携し、共同研究や情報交換を通じて国際的交流を推進している。毎年1～3名の教員を大学の補助により原則1年間海外留学させており、帰国後も留学先の研究者と継続的に連携し、国際共同論文の発表を通じて、大学全体の研究力や国際的競争力の強化に寄与している。

加えて、研究したい学生が研究に携わることができるように、希望する講座で卒業論文を執筆できる研究環境を整備している（評価の視点4-5、点検・評価報告書33～34頁、資料04-05-01「教員研究費内訳」、資料04-05-02「2017年度研究ブランディング事業外部評価（資料及び報告書）」、東京歯科大学ウェブサイト、質問事項に対する回答）。

教員の任免・昇任等について、教員の資格基準を明確に規定した「教育職員選任規定」を整備し、推薦制及び公募制による採用・昇任手続を行っている。准教授以上の

採用に原則公募制を導入し、全国の大学長等に募集案内を送付するなど、外部からの人材確保に配慮していることは透明性の向上及び公正性の担保に資するものである。

2007年度から導入している任期制は、助手3年、助教3年（再任1回可）、講師3年（再任可）、准教授5年（再任可）、教授7年（再任可）と区分されており、教員組織の活性化や新陳代謝を促す仕組みとして有効である。再任・昇任については専用の審査規程と評価委員会を設け、教育・診療・研究面の活動目標と評価シート、ティーチングポートフォリオなど多角的な評価手法を採り入れていることから、透明で客観的な評価を担保している。2023年度には基準論文数の柔軟化を行い、学年主任等、教育上の主要な職務を担っている教員や、子育てをする教員等それぞれの状況を考慮した評価方法となるよう配慮している点は特色として評価できる。教授再任に際しては、教授再任ヒアリングを設け、多様な審査メンバーに向けて、教授自らのプレゼンテーションの実施を求めるなど、慎重で多面的な評価を実施していることも特徴的である（評価の視点4-6、点検・評価報告書34～35頁、資料04-01-01「教育職員選任規程」、資料04-06-01「東京歯科大学及び東京歯科大学短期大学における教育職員の任期に関する規程」、資料04-06-02「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」、資料04-06-03「2025年度活動目標及び評価シート」、資料04-06-04「歯科系・教養系教授の任期更新時ヒアリングにおけるプレゼンテーション内容」、資料04-06-05「学則に定める委員会細則」）。

【項目：教員の資質向上等】

教員の資質向上を図る体制として、FD及びSDに関する委員会を組織し、教育能力向上や職員の能力開発に向けた組織的取組みを継続的に実施している（評価の視点4-7、点検・評価報告書37頁、資料04-07-01「東京歯科大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」、資料04-07-02「東京歯科大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」）。

FD及びSD活動については、組織的かつ定期的実施している。FD活動については、「歯科医学教育セミナー」を月1回開催し、教育情報の提供と教職員間の情報共有を図っている。また、「カリキュラム研修ワークショップ」や「試験問題作成に関するワークショップ」、教員オンラインテスト等、多様な研修プログラムを企画し実施している。さらに、学外研修への教員派遣により、外部の最新知見や指導法を積極的に採り入れている。出席できなかった教員向けには録画配信を行うなど、全ての教員が参加できるようにしている。

SD活動においても、集合型及びオンライン形式の研修を柔軟に活用し、ハラスメント防止やワークライフバランスに関する研修を定期的実施して、職員の意識向上と働きやすい職場環境づくりに努めている。また、地域連携による「認知症サポーター養成講座」の開催も多角的な人材育成の一環となっている。外部研修やオンデマ

ンド研修も積極的に利用している。

これらの組織的、包括的、かつ多様なFD及びSD活動を通じた取組みは、教育や学生支援等の質的向上を通じた学生の学習成果の向上に直結しており、当該歯学教育課程の特色となっている（評価の視点4-8、点検・評価報告書37～38頁、資料04-08-01「2022-2024年度歯科医学教育セミナー開催一覧」、資料04-08-02「試験問題作成に関するワークショップ開催一覧」、資料04-08-03「ハラスメント研修会開催案内」、資料04-08-04「ワークライフバランスに関するセミナー開催案内」、資料04-08-05「SDセミナー「認知症サポーター養成講座」の開催について」、資料04-08-06「私立大学連盟研修参加者一覧」資料04-08-07「2023年度東京歯科大学スタッフ・ディベロップメント実施計画」、資料04-08-08「2022-2023年度SD実施状況一覧」、追加4-3「2024年度SD実施状況一覧」、実地調査時面談）。

専任教員の教育研究臨床活動等に関しては、「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」に基づき、年初に活動目標を所属長と協議のうえ設定し、年度末に自己点検・評価を行い、所属長による評価・フィードバックを経て評価委員会に提出される仕組みが確立している。これにより教員個人の自己評価と所属長の評価が連携した、組織的な教育活動の評価を可能としている。

学生による授業評価制度については2004年度から実施しており、年1回以上、各教員の授業が評価され、その結果を教員に返却することで授業改善に活用している。さらに、2013年度以降は上位評価者の表彰も行い、モチベーション向上を図っていることは特色として評価できる。加えて、全教員の授業評価状況を大学ウェブサイトで公開していることは、教育活動の透明性確保と社会との関係形成に寄与している。

研究活動については、各講座・研究室の研究業績を年度ごとにまとめて「東京歯科大学学術機関リポジトリ」に登録・公開し、比較可能な形で情報を提供している。これにより教員個人の研究成果の自己点検・評価を促進させている（評価の視点4-9、点検・評価報告書38頁、資料04-06-02「教育職員の再任・昇任時における審査及び評価に関する規程」、資料04-06-03「2025年度活動目標及び評価シート」、東京歯科大学ウェブサイト、実地調査時面談）。

<提 言>

○特 色

- 1) 「私立大学研究ブランディング事業」に基づく「口腔科学研究センター」を核とした横断的研究体制のもとで、「顎骨疾患プロジェクト」をはじめとする大規模研究を継続的に実施することによって、組織の研究力と将来の研究者育成に資する環境を整備している点は特色として評価できる（評価の視点4-5）。
- 2) 論文基準について、2023年度より規程を変更し、学年主任等、教育上の主要な職務を担っている教員や、子育てをする教員等について、論文基準を緩和で

東京歯科大学歯学部歯学科

きるようにし、教員それぞれの状況を考慮した評価方法となるよう配慮を行っている点は特色として評価できる（評価の視点 4-5）。

- 3) 授業評価上位者の表彰を行うことで教員のモチベーションの向上を図っていることは特色として評価できる（評価の視点 4-6）。
- 4) 教職員の資質向上のために、FDにおいては歯科医学教育セミナーをはじめ、カリキュラム研修、試験問題作成等の多様な研修を企画・実施し、欠席した教員には録画配信を行うなど、全教員の参加を可能としている。SDにおいても、ハラスメント防止、ワークライフバランス等の研修を定期開催し、職員の意識向上と働きやすい職場環境づくりに努めている。これらの組織的、包括的、かつ多様な取組みは、教育や学生支援体制等の質的向上を通じた学生の学習成果の向上に直結しており、当該歯学教育課程の特色として評価できる（評価の視点 4-8）。

○検討課題

- 1) 外国人の専任教員がいない状況については、改善が望まれる（評価の視点 4-4）。

5 自己点検・評価

<概 評>

【項目：自己点検・評価】

当該歯学教育課程では、学則において教育研究活動の自己点検・評価の実施について明確に規定し、「自己点検・評価委員会」の設置や全学的な方針の策定により、体系的な内部質保証体制を構築している。内部質保証は、各部署の自発的P D C Aサイクルの運用を原則としつつ、「自己点検・評価委員会」が統括する全学的P D C Aサイクルを機能させる仕組みを整備することで、部署レベルと大学レベルの連携を図っている。

また、「自己点検・評価委員会」及び「学務協議会」の規程において、教育研究水準向上を目的とする具体的な点検・評価項目を明示し、両組織間の役割分担を明確化している。具体的には、「自己点検・評価委員会」が理念や教育課程から社会連携まで多岐にわたる全学的事項を審議し、「学務協議会」がそれを具体的業務に落とし込み、P D C Aサイクルを運用するという役割分担となっている。

さらに、上記会議体の組織構成員には学長、副学長、病院長、教務部長といった大学の主要役職者が含まれており、内部質保証体制の運営にあたり全学的視点を持つメンバーが参画している。これにより、教育だけでなく研究や診療活動を含む広範な領域の質保証が可能となっている（評価の視点 5-1、点検・評価報告書 40～42 頁、資料 01-03-01「東京歯科大学自己点検・評価委員会規程」、資料 05-01-01「東京歯科大学学務協議会規程」、東京歯科大学ウェブサイト、質問事項に対する回答）。

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」において、これに継続的に取り組み、2年ごとに「自己点検・評価委員会」が本協会の基準に基づく評価をまとめて公表し、中期計画に反映させるなど、長期的な視点で質保証活動を推進している。このほかにも、自己点検・評価活動の一環として、授業評価アンケートや教員の業績評価を実施している。また、卒業時アンケートを毎年実施し、その結果を集計のうえ公表し、教育課程の編成に反映させることで、学生からの評価や意見を積極的に採り入れている。「学務協議会」や「教務部協議会」「自己点検・評価委員会」等の複数の組織を通じ、成績や授業評価アンケート等の I R 情報を用いて分析・検討し、教授会や学長決定を経て改善策を実施する仕組みが確立している（評価の視点 5-2、点検・評価報告書 42～43 頁、資料 04-06-03「2025 年度活動目標及び評価シート」、資料 05-01-01「東京歯科大学学務協議会規程」、資料 05-01-02「東京歯科大学歯科医学教育開発センター規程」、資料 05-01-03「東京歯科大学教務部協議会規則」、資料 05-01-04「東京歯科大学教養科目協議会規則」、資料 05-01-05「2023 年度第 8 回自己点検・評価委員会記録案（2024. 2. 20）（抜粋）」、資料 05-01-06「第 280 回学務協議会記録（2024. 03. 05）」、回答 4-2「教育職員の評価に関する規程」、東京歯科大学ウェブサイト）。

第三者評価については、7年ごとに本協会による機関別認証評価を申請している。さらに、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針に基づいた教育活動に対して、学外有識者からの評価を得るなど、外部評価も積極的に活用している（評価の視点5-3、点検・評価報告書43～44頁、資料02-02-01「東京歯科大学の教育活動に関する点検・評価の依頼について」、東京歯科大学ウェブサイト）。

社会に対する説明責任について、上記のとおり、2年ごとに自己点検・評価の結果を公表しているほか、大学の質保証を担保し改善・向上を広く周知するために「大学要覧」の作成・公表を通じて実績データを広く公開している。また、学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表もウェブサイト上で体系的に行われており、法令遵守の観点からも適切である。加えて、シラバスやリカレント教育・リスキル教育プログラムの公表を通じて、教育の多様性や専門性に対する大学の取組みを具体的に示し、社会的ニーズに対応するとともに、授業評価アンケートの集計結果も公開し、教育の透明性を確保する努力を行っている（評価の視点5-4、点検・評価報告書44～45頁、東京歯科大学ウェブサイト）。

【項目：結果に基づく教育研究活動の改善・向上】

当該大学では、2016年度の本協会の機関別認証評価において「適合」と認定されたが、9項目の努力課題が提言され、これを受けて、2017年度に「自己点検・評価委員会」が改善方針を策定し、計画的な改善を進めている。2023年度の機関別認証評価でも「適合」と認定される一方で4項目の改善課題が示され、そのうち歯学研究科に関する3項目は既に改善が完了している。歯学部に関する残りの1項目、すなわち「進級要件による質の担保を継続しつつ、引き続き修学支援・指導へ取り組む」ことについても計画的に改善を図るため、2025年度から実施予定の中期計画（7年計画）に反映させることとしている。また、教員組織の編制方針に関しても、機関別認証評価の結果を受け、「自己点検・評価委員会」「学務協議会」そして教授会を経て学長による方針の改訂を実施している。さらに、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針に基づいた教育活動についても、学外有識者からの評価に基づき適宜改善に生かすこととしている。

自己点検・評価に基づく改善・向上に関して、教育カリキュラムの運用面では、問題点を教授会や学内ワーキンググループで検討し、その結果を教育ワークショップで公開・共有して多くの教員の意見を反映しつつ翌年度の改定に生かすことで、多様な教職員の参加を促し、改善のPDCAサイクルを効果的に回している。また、学生による授業評価アンケートの結果は、教員にフィードバックしている。また、状況に応じて、評価結果の下位者には教員FDとして「効果的な授業を行うためのワークショップ」を受講させ、教員全体の質的向上を図る体制を整えている。加えて、年度初めに設定した年間目標に対する教員自身の自己点検・評価と所属長による評価・フィ

東京歯科大学歯学部歯学科

ードバックを行っており、その結果は、評価委員会及び人事委員会が再任・昇任時の審査、決定に活用するとともに、所属長が所属教員の活動状況を把握のうえ、指導・育成を図り、講座及び診療科全体での人事運営に役立てている（評価の視点 5-5、点検・評価報告書 46 頁、資料 02-03-07 「2023 年度教育ワークショップ報告会」、資料 02-03-08 「2023 年度教育ワークショップ報告会スライド」、資料 04-06-03 「2025 年度活動目標及び評価シート」、資料 05-02-02 「2021 年度授業評価改善に対する FD の実施報告 2021. 10」、資料 05-05-01 「2023 年度第 5 回自己点検・評価委員会記録案（2023. 10. 17）（抜粋）」、資料 05-05-02 「第 277 回学務協議会記録（2023. 12. 05）（抜粋）」、東京歯科大学ウェブサイト）。

以 上